

小国町水道事業給水条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置の工事及び費用（第4条—第10条）
- 第3章 給水（第11条—第20条）
- 第4章 水道使用料金及び手数料（第21条—第30条の3）
- 第5章 管理（第31条—第35条）
- 第6章 貯水槽水道（第36条・第37条）
- 第7章 補則（第38条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の定義）

第2条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するために町長の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

（給水装置の種類）

第3条 給水装置は、次の3種とする。

- （1）専用給水装置 1世帯又は1箇所専用するもの
- （2）共用給水装置 2世帯又は2箇所以上で共用するもの
- （3）消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置の工事及び費用

（構造及び材質）

第4条 給水装置の構造及び材質は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第6条に定める基準による。

（給水装置の新設等の申込み）

第5条 給水装置の新設、改造、修繕（水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去をしようとする者は、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

2 前項の申込みにより町長が認めるときは、利害関係人の同意書の提出を求めることができる。

（開発行為等の事前協議）

第5条の2 給水区域内において、開発行為等を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ町長に協議し、同意を得なければならない。

2 前項について必要な事項は、町長が別に定める。

（新設等の費用負担）

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去に要する費用は、当該給水装置を新設、改造又は撤去する者の負担とする。ただし、町長が特に必要があると認めたものについては、町においてその費用を負担することができる。

（工事の施行）

第7条 給水装置工事（以下「工事」という。）は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が行うものとする。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合は、あらかじめ町長の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後に町長の工事検査を受けなければならない。

3 指定給水装置工事事業者に関する事項については、法令で定めるもののほか、町長が別に定める。

4 指定給水装置工事事業者が、工事の施行について第三者に損害を及ぼしたときは、当該指定給水装置工事事業者の責任において処理するものとする。

（給水管及び給水用具の指定）

第7条の2 町長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から町の水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 町長は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口からメーターまでの工

事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

(工事費の算出方法)

第8条 町長が施行する給水装置工事の工事費は、次の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 労力費
- (3) 道路復旧費
- (4) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、別に町長が定める。

(工事費の予納)

第9条 町長に給水工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。

ただし、町長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、工事しゅん工後に精算する。

(給水装置の変更等の工事)

第10条 町長は、配水管の移転その他特別の理由によって、給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

第3章 給水

(給水の原則)

第11条 給水は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、制限又は停止することはない。

2 前項の給水を制限又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

3 第1項の規定による給水の制限又は停止のため損害を生じることがあっても町は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第12条 水道を使用しようとする者は、町長の定めるところにより、あらかじめ町長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第13条 給水装置の所有者が町内に居住しないとき、又は町長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、町内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、町長に届け出なければならない。

- (1) 給水装置を共有する者
- (2) 給水装置を共用する者
- (3) その他町長が必要と認めた者

2 町長は、前項の管理人を不適当と認めるときは、変更させることができる。

(水道メーターの設置)

第15条 給水量は、メーターにより計量する。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、町長が定める。

3 メーターの位置が管理上不適当となったときは、これを変更させ、又は改善させることができる。

4 前項の規定による工事に要する費用は、水道使用者等が負担しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(メーターの貸与)

第16条 メーターは、町長が設置して水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者（以下「水道使用者等」という。）に保管させる。

2 前項の保管者は、善良な管理者の注意をもってメーターを管理しなければならない。

3 保管者が前項の管理義務を怠ったために、メーターを亡失又はき損した場合はその損害額を弁償しなければならない。

(水道の使用中止、変更等の届出)

第17条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の使用をやめるとき。
- (2) 用途を変更するとき。

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに町長に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (2) 給水装置の所有者に変更があったとき。
- (3) 消防用として水道を使用したとき。
- (4) 代理人又は管理人に変更があったとき、又はその住所に変更があったとき。

(消火栓の使用)

第18条 消火栓は、消火又は消防の演習その他町長が特別に許可したときのほか使用してはならない。

2 消火栓を消防の演習に使用するときは、町長の指定する書面で届出を要する。

(水道利用者等の管理上の責任)

第19条 水道利用者等は、善良な管理者の注意をもって、水を汚染し、又は漏水しないよう、給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに届け出なければならない。

2 前項において修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを徴収しないことができる。

3 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害は、水道利用者等の責任とする。

(給水装置及び水質の検査)

第20条 町長は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費額を徴収する。

第4章 水道使用料金及び手数料

(使用料の支払義務)

第21条 水道使用料金(以下「使用料」という。)は、水道の利用者から徴収する。

2 共用給水装置によって水道を使用する者は、使用料の納入について連帯責任を負うものとする。

(使用料)

第22条 使用料は、次の表の基本料金及び超過料金の合計額に消費税相当額を加えて得た額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 専用給水装置

ア 専用給水装置(一般用)

料率 口径	基本料金(1箇月につき) 基本水量(10m ³)	超過料金(1m ³ につき)			
		11~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上
13mm	1,200円	130円	150円	170円	200円
20mm	1,450円				
25mm	1,800円				
30mm	2,400円				
40mm	3,600円				
50mm	6,000円				
75mm	12,000円				

イ 専用給水装置(一時用)

料率 種別	基本料金(1箇月につき)		超過料金 (1m ³ につき)
	水量	料金	
一時用	10m ³	2,500円	250円

(2) 一般用給水装置(一般用・1世帯につき)

料率 口径	基本料金(1箇月につき) 基本水量(10m ³)	超過料金(1m ³ につき)			
		11~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101m ³ 以上
13mm	1,200円	130円	150円	170円	200円
20mm	1,450円				
25mm	1,800円				
30mm	2,400円				
40mm	3,600円				
50mm	6,000円				
75mm	12,000円				

(使用料の算定)

第23条 使用料は、定例日(使用料算定の基準日としてあらかじめ町長が定めた日をいう。)にメーターの点検を行い、その日の属する月分として算定し、その翌月期として請求する。ただし、やむを得ない理由があるときは、町長は、

定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量及び用途の認定)

第24条 町長は次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量及びその用途を認定する。

- (1) メーターに異常があったとき。
- (2) 使用水量が不明のとき。

2 前使用者の給水装置を町長に無届けで使用した者は、前使用者に引き続いて使用したものとみなす。
(特別な場合における使用料の算定)

第25条 月の中途において水道の使用を開始し、又は使用をやめたときの使用料は、次のとおりとする。

- (1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1とする。
- (2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1箇月分として算定した金額とする。

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。
(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第26条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用するものは、水道の使用の申込みの際、町長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、町長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき精算する。
(使用料の徴収方法)

第27条 使用料は、納入通知書による払込み又は口座振替の方法により毎月徴収する。ただし、町長は必要があるときは、数月期分をまとめて徴収することができる。

(追徴還付)

第27条の2 徴収した使用料に過不足があったときは、その差額を追徴し、又は還付する。ただし、次回の使用料で精算することができる。

(手数料)

第28条 手数料は、次の表のとおりとする。

種別	料金
工事設計審査手数料	1件につき 1,000円
工事検査手数料	1件につき 1,000円
開栓及び閉栓手数料	1件につき 1,000円
開栓及び閉栓手数料(メーターの設置及び撤去を伴うもの)	1件につき 1,800円
給水装置工事事業者指定手数料	1件につき 20,000円
給水装置工事事業者更新手数料	1件につき 10,000円
給水装置工事事業者変更手数料	1件につき 1,000円
給水装置工事事業者証再交付手数料	1件につき 3,000円
管路情報の交付手数料	1件につき 1,000円
証明手数料	1件につき 300円

2 前項の手数料は、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、町長が特別の理由があると認めた申込者からは、申込後徴収することができる。

3 第1項の手数料は、特別な理由がない限り還付しない。

(督促)

第29条 町長は、納期限までに使用料を納付しない者があるときは、納期限後20日以内に督促状を発して督促しなければならない。

2 督促状に指定すべき期限は、小国町債権管理条例(平成26年小国町条例第24号)第7条及び小国町債権管理条例施行規則(平成26年小国町規則第15号)第4条第2項によるものとする。ただし、特別の事情のあるときは、この限りでない。

(使用料、手数料等の軽減又は免除)

第30条 町長は、公益上その他特別の理由があるときは、この条例によって納付しなければならない使用料、手数料その他の費用を軽減、免除、分納又は延納することができる。

(加入金)

第30条の2 給水装置の新設工事又は増径工事の申込みを行う者は、設置するメーターの口径により加入金として次に定める基準額に消費税相当額を加えて得た額をその申込みの際に納付しなければならない。

メーター口径	基準額
13ミリメートル	40,000円

20 "	80,000
25 "	150,000
40 "	380,000
50 "	580,000
75 "	1,350,000

2 前項による給水装置の増径工事の場合は、新旧メーターの口径に係る基準額に消費税相当額を加えて得た額の差額を加入金とする。

3 町長は次の各号のいずれかに該当する場合は、加入金を減免することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助の被保護者が第1項の申込みを行うとき。
- (2) 町長が特別の理由があると認めたとき。

4 既納の加入金は、還付しない。

(工事負担金)

第30条の3 町長は、住宅団地等の造成主その他の者から、配水管その他の水道施設(以下「配水管等」という。)の設置されていない場所又は配水管等が設置されていても、その能力が限界に達している場所への給水の申込みを受け、新たに配水管等の設置を必要とするときは、当該申込者から配水管等の設置に要する費用及びこれに付随する費用を工事負担金として納入させることができる。

2 前項に規定する工事負担金の額は、町長が別に定める。

第5章 管理

(検査等及び費用負担)

第31条 町長は、管理上必要と認めるときは、給水装置を検査し、所有者又は使用者に適当な処置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の処置に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第31条の2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事業業者の施行した工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項の確認に要した費用は、所有者又は使用者の負担とし、費用の算出方法については、別に定める。

(給水装置操作の禁止)

第31条の3 メーター、止水栓、消火栓その他特に定められた給水装置は、町職員又は指示された者以外これを操作してはならない。

(家族等の行為に対する責任)

第31条の4 給水装置の使用者は、その家族、同居人、使用者その他従業員等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(給水装置の切断)

第32条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合、給水装置と配水管との接続を切断することができる。

- (1) 所有者が30日以上所在不明で、かつ、使用者がないと認めたとき。
- (2) 給水装置が、使用中止の状態であって、将来使用の見込みがないと認めたとき。
- (3) 給水停止処分中止水栓を開放したとき。

2 前項の規定により切断された給水装置を復元し使用する場合は、水道使用者等の負担とする。

(停止処分)

第33条 町長は、使用料、手数料、工事費その他この条例によって納付しなければならない金額を期限内に納付しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

(違反処分)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者には、1万円以下の過料を科し、その状態の継続する場合は、給水を停止し、損害のあったときは、これを賠償させることができる。

- (1) 第22条の使用料又は第28条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正行為をした者
- (2) 第5条の承認を受けずに工事をした者
- (3) 正当な理由がなくて、第15条第2項のメーターの設置、第23条の使用水量の計量、第31条第1項の検査又は第31条の2第1項若しくは同条第2項若しくは前条の給水停止を拒み、又は妨げた者

- (4) 第31条の3の規定に違反したとき。
- (5) 第19条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (6) 前各号のほか、この条例又はこれに基づく規程若しくは指示に違反した者

第35条 詐欺その他不正の行為により使用料又は手数料を免れた者については、徴収を免れた使用料又は手数料を徴収するほか、その他徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 貯水槽水道

(町の責務)

第36条 町長は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 町長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第37条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に定める簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第7章 補則

(委任)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和49年条例第11号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和49年条例第17号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年3月1日から適用する。

附 則（昭和55年条例第21号）

この条例は、昭和55年9月1日から施行する。

附 則（昭和59年条例第23号）

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成元年条例第15号）

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第22条の規定は、平成元年5月1日後料金の支払を受ける権利が確定するものから適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成3年条例第35号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第8号）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第22条の規定は、平成9年5月1日後料金の支払を受ける権利が確定するものから適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成9年条例第30号）

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第22条の規定は、平成10年5月1日後料金の支払を受ける権利が確定するものから適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成10年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成11年条例第32号）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の第22条の規定は、平成12年5月1日後料金の支払を受ける権利が確定するものから適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。

附 則（平成12年条例第2号）

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 12 年条例第 30 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 13 年条例第 32 号)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例による改正後の第 22 条の規定は、平成 14 年 5 月 1 日後の料金の支払を受ける権利が確定するものから適用し、同日前に料金の支払を受ける権利が確定するものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成 14 年条例第 30 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。)前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成 30 年 9 月 12 日条例第 20 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行前に徴収した手数料は、改正後の条例第 28 条の規定により徴収した手数料とみなす。

附 則 (平成 31 年 3 月 13 日条例第 4 号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前になされた手続きその他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (令和 2 年 3 月 18 日条例第 7 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。